

盛岡都市圏地域公共交通計画策定について（報告事項）

1 策定までの流れ

- ・令和 7 年 7 月 22 日の第 9 回盛岡都市圏地域公共交通会議で、盛岡都市圏地域公共交通計画書（以下「計画書」という。）の内容が、承認された。
- ・計画書の内容について、構成市町である盛岡市、滝沢市、矢巾町へ意見照会を行った結果、同意承認をされた。
- ・令和 7 年 9 月 19 日 盛岡都市圏地域公共交通会議会長の決裁により、計画を策定した。
- ・令和 7 年 9 月 30 日 盛岡市、滝沢市、矢巾町の各市町のHPに掲載（公表）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第 5 条第 11 項）の規定により、計画書を国土交通大臣、岩手県、関係機関等へ送付。

2 計画期間

- ・令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで

3 令和 8 年度以降の交通会議スケジュール

- ・全体会の開催 6 月、12 月、2 月の年 3 回を予定
- ・意見交換会の開催 4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回を予定

表 - 年間スケジュール（予定）

区分	令和8年度(2026 年度)												令和9年度(2027 年度)					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議の開催	全体会の開催 ○ C A P R7 年度の状況・決算報告												全体会の開催 ○ C A P 実施事業の検討・協議 事業評価(案)の協議					
	○ P R9 年度事業計画・予算の協議												全体会の開催 ○ C A P					
	分科会の開催:随時実施												分科会の開催:随時実施					
交通事業者等との意見交換	○			○			○			○			○			○		
交通事業者等との意見交換:(仮称)盛岡都市圏地域公共交通計画ワーキンググループ会議の活用																		

【**P**:Plan、**D**:Do、**C**:Check、**A**:Action】